

なくそう！望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。法改正によってほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない方が受動喫煙に合う機会は大きく減少すると考えられます。今後も、健康への影響が大きい、子どもや患者の方に特に配慮し、より一層の健康リスクの低減を実現する社会へ向けた整備が進められます。

1 学校や医療機関などが原則敷地内禁煙となります。(2019年7月から)

学校、医療機関、児童福祉施設等及び行政機関の庁舎(第一種施設)が原則敷地内禁煙(屋内禁煙も不可)となります。ただし、こうした施設の屋外には、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

2 多数の方が利用する施設が原則屋内禁煙となります。(2020年4月から)

第一種施設を除く、一般の会社や工場、飲食店や遊技場など、多数の方が利用する施設(第二種施設)が原則屋内禁煙となります。

(1) 施設における事業内容や経営規模への配慮から、類型・場所ごとに所定の要件に適合すれば各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。

喫煙専用室は、喫煙のみが可能な専用室で、飲食等のサービスの提供をすることはできません。加熱式たばこ専用喫煙室では喫煙可能となるのが加熱式たばこに限られますが、飲食等のサービスの提供が可能です。

(2) 喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。こうした標識の掲示された施設には、掲示内容に示された喫煙室が設置されていますので、注意してください。

(3) 20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備)へは立入禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。

3 全面施行へ向けたスケジュール

2020年4月の全面施行までは、施設によっては、喫煙室の設備や標識の掲示などが完備されていない可能性があります。施設へ入る際や、施設内での各部屋への移動の際には、十分に注意してください。

○厚生労働省ホームページ

<https://jyudokitsu.en.mhlw.go.jp/>

【問い合わせ先】

帯広保健所企画総務課

電話 0155-27-8638

FAX 0155-25-0864